

スポーツ安全保険に加入しました

スポーツ安全保険とは、スポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、地域活動などを行う団体・グループが加入できる保険です。毎年4月1日在籍の方に、加入いただいています。

◎**補償期間** 2019年4月1日午前0時から2020年3月31日午後12時まで

◎**対象となる事故の範囲**

団体での活動中 加入手続きを行った「団体の管理下」における「団体活動中」の事故

団体活動への往復中 加入手続きを行った団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中の事故 ※自動車運転中の事故は、賠償責任保険の対象とはなりません。ただし、被保険者自身のケガは傷害保険の対象となります。

傷害保険：急激で偶然な外来の事故により被った障害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償します。事故の日からその日を含めて180日以内の死亡、後遺障害、入院、手術、通院について下表のとおり保険金が支払われます。ただし、通院保険金の支払日数は、1事故について30日が限度となります。

区分	対象範囲	死亡	後遺障害	入院	通院
			(最高)	(1日につき)	(1日につき)
64歳以下	団体活動と	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円
65歳以上	その往復中	600万円	900万円	1,800円	1,000円

※入院、通院については治療日数1日目から補償されます。

※入・通院保険金は医療費の実費ではなく、上表のとおり1日当たりの定額保険金が支払われます。（各自治体の助成等で治療費がかからない場合でもお支払いの対象となります。）

※約款所定の手術を受けられた場合には、手術保険金（入院中の手術：入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術：入院保険金日額の5倍）が支払われます。

賠償責任保険：他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償します。

対象範囲	支払限度額
団体活動中と その往復中	対人・対物賠償 合算1事故5億円

突然死葬祭費用保険：突然死（急性心不全、脳内出血などにより死亡）に際し、親族が負担した葬祭費用を補償します。

対象範囲	支払限度額
団体活動中と その往復中	葬祭費用 180万円

◎**保険金が支払われない場合もあります**。事故がありましたら、会長もしくは副会長までご連絡ください。事故発生の連絡が遅れたり、保険金請求書その他の必要書類の提出がない場合には、保険金が支払われないことや、減額して支払われることがあります。保険金請求権には、時効（3年）があります。ご注意ください。